

修正条文案（自治基本条例 たたき台案）

第22回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議資料

自治基本条例たたき台案 修正条文案

「目的」、「条例の位置付け」

（目的）

【条文案（例）】

この条例は、日田市の自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市の責務等を明らかにするとともに、市民参画及び情報共有等の市政運営の基本的事項を定めることにより、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【条文案への意見等】

- ・責務等を明らかにすると書かれているだけで、市民が権利主体である部分がはっきり書かれていない。
- ・「前文」の中に、「市民参加の開かれた市政」と書かれているので、この目的に入れてはどうか。
- ・「目的」は「前文」の受け皿であるので、そのように文言の整理をした方がよいのではないか。
- ・他市の「市民と市議会及び市がお互いに理解を深め、信頼しあう関係をつくり」という表現はよいと思うので参考にしてはどうか。
- ・「日田市」という文言が入っているが、「本市」の方がよいのではないか。

【修正条文案】

この条例は、本市における自治の基本原則並びに市民、市議会及び市の役割等を明らかにするとともに、市民参画及び情報共有等の市政運営に関する基本的事項を定め、互いに理解を深め信頼しあう関係をつくり、もって市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

【説明】

「市民を主体としたまちづくり」の実現のためには、市民、市議会、市の役割はどうあるべきなのかを明らかにしています。市民自らがまちづくりについて考え、責任を持って決め、そして行動をしていくためには、まず、「市政に関する情報を知って」、そして「市政に参画」していくことになると思います。このような重要なことを、具体的な仕組みとして市政運営の基本原則の中に盛り込み実行していくことで、市民主体のまちづくりの実現につながっていくと考え、この条例の目的として規定するものです。

（条例の位置付け）

【条文案（例）】

この条例は、日本国憲法及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）が定める地方自治の本旨にもとづき、日田市における自治及び市政に関する基本的な事項を定めた最高規範であり、市、市議会及び市民は、この条例の趣旨を最大限尊重し、自治及び市政の推進に努めなければならない。

【条文案への意見等】

- ・「日田市」という文言が入っているが、「本市」の方がよいのではないかな。
- ・「日本国憲法及び地方自治法」と書かれているが、硬い印象になるのでわざわざ入れない方がよいと思う。
- ・最高規範という文言をどうするかというよりも、「条例を最大限尊重し、この条例に定める事項との整合性を図る」とした方が、実効性が担保できてよいのではないかな。
- ・2項に分けた方がよいかもしれない。「市民」は、市民として権利や責務を尊重することと、「市議会と行政」は施策について最大限尊重して整合を図らなければならないというように。

【修正条文案】

- ①この条例は、本市における自治及び市政運営の基本的な事項に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例の趣旨を最大限尊重しなければならない。
- ②市議会及び市は、他の条例、規則等の制定改廃、運用等及び総合計画等の策定にあたっては、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【説明】

（１）日本国憲法や地方自治法で保障されている地方自治の本旨を踏まえて作られるこの条例は、日田市において自治や市政を運営していくにあたっての基本的な事項・原則について定めており、日田市におけるまちづくりの最高規範として位置付け、誠実に遵守することを規定しています。

（２）法解釈上、条例には上下関係がないことから、市議会と市は、この条例の規定により、他の条例、規則等の制定改廃などや、個別計画等の策定の際には、条例の趣旨を踏まえ整合を図ることを規定し、この条例が日田市における最高規範であることの位置付けを確保しています。